

平成 28 年度 第 2 回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：平成 28 年 11 月 17 日（木）

午後 2 時 00 分から

会場：関内駅前第二ビル保健所会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

- (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の横浜市動物適正飼育推進員の研修について (資料 1)
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員の連絡名簿の作成について (資料 2)
- (3) 感染症に罹患した猫の譲渡のあり方について (資料 3)

4 事務局からの報告

- (1) 任期満了に伴う次期協議会委員の委嘱について (資料 4)
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (資料 5)

5 閉会

平成 28 年度及び平成 29 年度の横浜市動物適正飼育推進員の研修について

平成 28 年度第 1 回協議会において、横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の平成 28 年度の研修内容や講師については、協議会の会長、副会長、事務局で協議し、必要に応じて協議会で協議すると決定したところです。この決定に基づき、第 1 回及び第 2 回の推進員研修は下記のとおり執り行いました。

つきましては、平成 28 年度の残り 2 回の研修及び平成 29 年度の研修計画について、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 83 名

2 平成 28 年度第 1 回及び第 2 回推進員研修の実施結果

(1) 第 1 回

ア 日時：平成 28 年 8 月 19 日（金）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

イ 場所：横浜市開港記念会館 会議室 1 号室

ウ 内容：動愛法、条例及び本市動物愛護管理施策について（講師：本市職員）
動物の災害対策について（講師：本市職員）

エ 参加人数：51 名（推進員 35 名、協議会委員 5 名、本市職員 11 名）

(2) 第 2 回

ア 日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分

イ 場所：横浜市動物愛護センター 視聴覚室兼研修室

ウ 内容：第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業について（講師：本市職員）
講演

『神奈川県動物愛護協会の活動紹介と動物の飼育をめぐる問題解決について』
（講師：公益財団法人 神奈川県動物愛護協会 会長 山田 佐代子 氏）

エ 参加人数：36 名（推進員 26 名、協議会委員 5 名、本市職員 5 名）

3 平成 28 年度第 3 回及び第 4 回推進員研修会の実施予定（案）

(1) 第 3 回

ア 日時：平成 28 年 12 月 22 日（木） 午前

イ 場所：横浜市社会福祉センター 大会議室 8A・8B

ウ 内容：大学講師・獣医師等による動物関係の講義（講師未定）

(2) 第4回

ア 日時：平成29年2月16日(木) 時間未定

イ 場所：未定

ウ 内容：推進員の犬猫別の連絡会（今年度の活動内容、今後の課題等をテーマにして共有する）、担当区職員との意見交換 等

4 参考

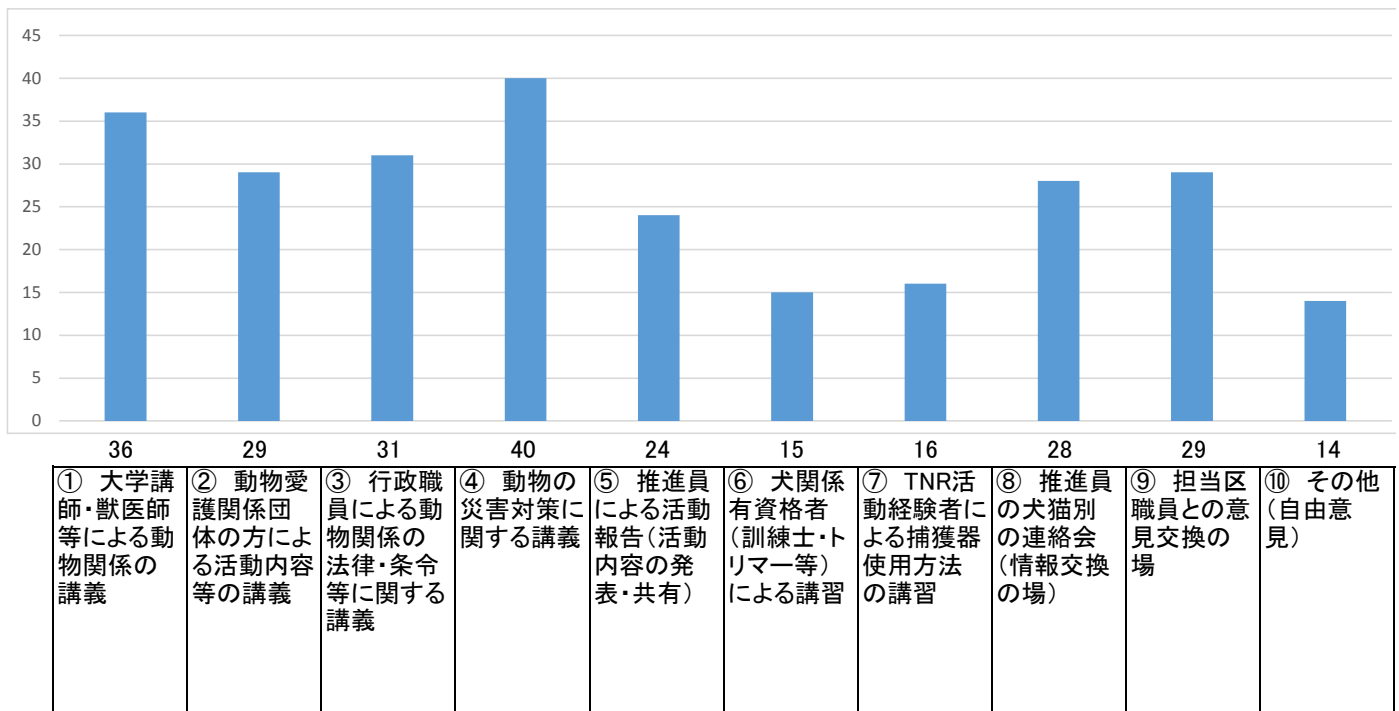
推進員が希望する研修内容に関するアンケート結果（別紙）

5 平成29年度の研修計画について

実施時期、回数、内容等について、協議会で決定していただき、事務局が研修会場の調整、推進員への案内通知、当日の進行等を行うかたちで検討しています。

第6期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果 (アンケート回答者 63 / 84)

(1) 今後、どのような内容の研修会に参加したいですか？



(2) ⑩その他(自由意見)の主な記載内容

- ①について、動物行動治療や動物行動学を専門としている方に、問題行動についての最新の治療や、飼い主さんの取り組みなどについてお話していただくと参考になるのではと思います。
- 早期不妊手術についてメリット・デメリット、卵巣のみ摘出手術のメリット・デメリット、全摘手術のメリット・デメリット。
- 子猫を保護した時の注意点、病気、感染症。
子猫を里親に出す時の注意点、ワクチン接種の有無、避妊去勢手術の有無。
毎回餌場に来ない、決まった時間に来ない猫や捕獲器になかなか入らない猫の捕獲方法。
- 多頭飼育崩壊、高齢者の飼育困難な事例について、行政とボランティアが介入した成功例、失敗例などがあれば聞きたい。
- 地域猫の現状、ペットショップの殺処分、猫カフェについて
- 「地域ねこ」啓発はエリアによって、住民の対応が様々で、遅々として進まない現状も多々あり、他区の事例など推進員同士で情報交換したい。
- 近隣区職員との意見交換の場。

横浜市動物適正飼育推進員の連絡名簿の作成について

推進員はそれぞれの担当の区を中心として活動していますが、推進員によっては、担当の区だけでなく、近隣区や全市を活動可能範囲としている方もいます。

しかしながら、現在の状況では、担当区以外の区の状況が把握できず、活動が円滑に行えないという意見が挙がっています。

そこで、推進員同士で情報交換等を行い、活動をより活性化させることを目的として、推進員の連絡先を記載した名簿を作成することを検討しています。

1 名簿作成の目的

推進員同士で連絡を取り合い、情報交換等を行うことにより、推進員個人の知識向上や活動の活性化を図ります。

2 名簿への記載内容

名簿への記載を了承した推進員の電話番号及びEメールアドレス

3 名簿の共有範囲

- (1) 名簿への記載を了承した推進員
- (2) 各区福祉保健センター生活衛生課
- (3) 健康福祉局動物愛護センター

4 名簿作成の問題点について

- (1) 個人情報の保護
- (2) 私的な活動での利用

5 参考

名簿作成に関する推進員へのアンケート結果（84人中63人が回答）

- (1) 名簿を作成する場合、連絡先を記載しても良いか

記載して良い	51人	記載したくない	12人
--------	-----	---------	-----

- (2) 名簿に記載して良い連絡先

電話番号	44人	Eメールアドレス	33人
------	-----	----------	-----

任期満了に伴う次期協議会委員の委嘱について

平成 27 年 3 月 25 日に委嘱された第 3 期協議会委員は、平成 29 年 3 月 24 日で任期満了となります。

つきましては、次期協議会委員の委嘱を次のとおり行います。

1 委嘱までのスケジュール

平成 29 年 1 月	横浜市から各団体へ代表の推薦依頼 横浜市から学識経験者、現公募市民へ就任依頼
2 月	推薦及び承認の締切
3 月 25 日	委員委嘱

2 参考

●人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱(抜粋)
(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表
- (2) 横浜市獣医師会の代表
- (3) 動物取扱業関係団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

●横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱
(委員の任命及び構成)

第 4 条 附属機関の委員の任命及び構成については、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。
- (2) 委員の定数は、20 人以内とすること。
- (3) 委員には本市職員を任命しないこと。
- (4) 委員には本市市会議員を任命しないこと。

- (5) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き 10 年を超えないこと。
 - (6) 他の附属機関の委員の職を 4 以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
 - (7) 女性委員の登用については、「横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱」(平成 23 年 3 月市民局長通知。以下「女性参画推進要綱」という。)によること。
- 2 前項第 1 号から第 6 号までの規定については、別に定めがある場合は、この限りでない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

環自総発第1608041号

平成28年8月4日

環境省自然環境局長から各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

今般、別添のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年8月4日環境省令第20号。以下「改正規則」という。）が告示され、平成28年9月1日から施行されることとされている。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下の動物取扱業者等への周知に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第22条の5中「56日」とあるのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法の施行日（平成25年9月1日）から起算して3年を経過するまでの間、「45日」と読み替えるものとされ、また、同条第2項に基づき、本年9月1日から別に法律で定める日までの間は、「49日」と読み替えるものとされている。

このため、改正規則において、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。）の様式第1別記中の「出生後45日」を「出生後49日」に変更するとともに、法第14条第1項に基づく変更届出を不要とする経過措置を設けることとした。

2. 改正の内容等

(1) 様式第1別記（項目1の実施方法）

規則に定める様式第1別記中、項目1の実施方法について、「出生後45日」を「出生後49日」に改めることとする。

なお、法第22条の5に基づき、犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁

殖を行うものに限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であって、出生後 49 日を経過しないものについては、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないこととされていることから、販売日より前に販売の用に供するための引渡しを行う場合にあっては、49 日を経過するまでの間は、引渡しが禁止されることとなることに留意されたい。

また、平成25年5月10日付け 環自総発第1305101号 当職通知「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」第2の7(1)③に記載する下記事項についても、引き続き留意願いたい。

- ・ 「販売の用に供するための引渡し」には、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持込み等が含まれる。
- ・ 「展示」には、繁殖業者において、親兄弟等とともに飼養している状況を購入予定者に見せる行為は含まれない。
- ・ 生まれた日は計算せず、生まれた次の日から1日として計算する。

(2) 経過措置

改正規則の施行の際現にある様式第1別記により使用されている書類等は、改正後の様式第1別記によるものとみなす。

したがって、改正規則により、様式第1別記中、項目1の実施方法が「49日」となることによる法第14条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の実施方法(様式第一別記)の変更については、その届出を不要とする。

3. 施行期日

平成28年9月1日

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第3期 平成27年3月25日～平成29年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	兵藤 哲夫	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	支部長
動物愛護等団体代表	○ 矢吹 紀子	特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会	代表
動物愛護等団体代表	佐藤 久美子	公益社団法人 日本愛玩動物協会神奈川県支所	支所長
動物愛護等団体代表	朴 善子	公益財団法人 日本補助犬協会	代表理事
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	◎ 越久田 健	公益社団法人 横浜市獣医師会	相談役
動物取扱業関係団体代表	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長
動物取扱業関係団体代表	米山 由男	一般社団法人 全国ペット協会	名誉会長
学識経験者	植竹 勝治	麻布大学獣医学部 動物行動管理学研究室	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

◎:会長
 ○:副会長

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物愛護センターの事業計画に関すること。
- (3) その他動物愛護事業に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表
- (2) 横浜市獣医師会の代表
- (3) 動物取扱業関係団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認め

るときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。